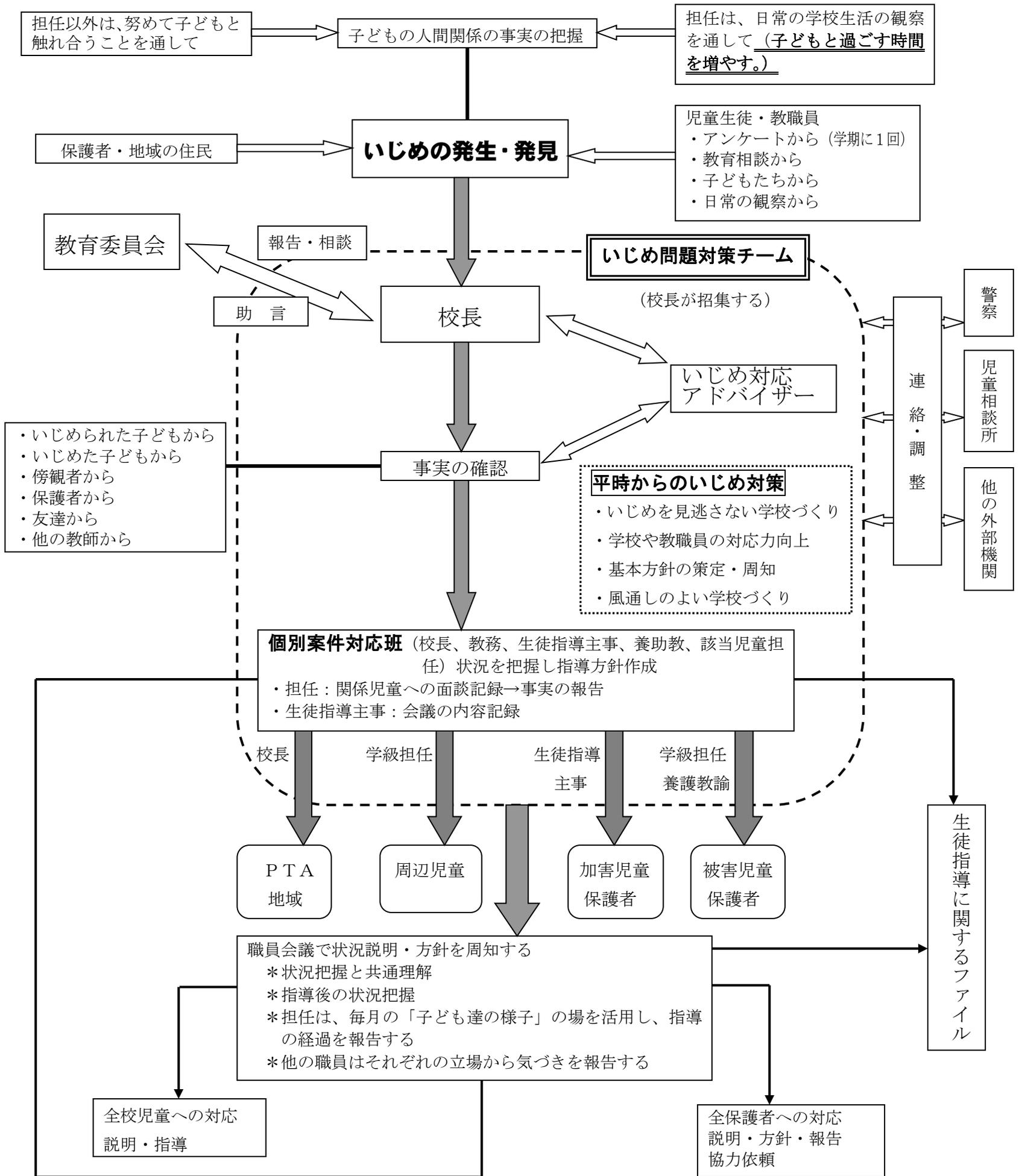


別紙 いじめ問題対応 組織図



「いじめ」の定義

- ①当該児童、生徒が一定の人間関係のあるものから
- ②心理的、物理的な攻撃を受けたことにより
- ③精神的な苦痛を感じているもの
- ④起こった場所は学校の内外を問わない

※いじめにあたるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立つて行う

いじめに関する共通認識

- ①いじめは「どの学校にも、どの子どもにも起こりうる」ものとの認識に立つこと
- ②「いじめは人間として絶対に許されない」との認識に立つこと
- ③家庭・学校・地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組むこと